

事業主の皆様へ

9月「職場の健康診断実施強化月間」です

～「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします～

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

1 健康診断及び事後措置の実施の徹底

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

2 医療保険者との連携

医療保険者（協会けんぽ、健保組合等）は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられています。

医療保険者から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

問合せ先 富山労働局健康安全課（TEL 076-432-2731）及び各労働基準監督署